

○銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号）

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第三章において同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。以下第八条、第二十三条、第二十六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第三章において同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2～6 (略)</p>

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第八条 第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二〇三 (略)

(基本的項目)

第十四条 第十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第四章において同じ。)並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。以下第十八条、第三十条、第三十三条において同じ。)に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第八条 第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二〇三 (略)

(基本的項目)

第十四条 第十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第四章において同じ。)並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

257 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十八条 第十一条の算式において資産（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

- 一 第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに前条第一項に定める控除項目の額

二5四 (略)

(基本的項目)

第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものである。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

257 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十八条 第十一条の算式において資産（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

- 一 第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに前条第一項に定める控除項目の額

二5四 (略)

(基本的項目)

第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものである。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2  
(略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十六条 第二十一条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第二十五条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第三十条 第二十八条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益）並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2  
(略)

2  
(略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十六条 第二十一条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第二十五条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第三十条 第二十八条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益）並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2  
(略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十三条 第二十八条の算式において資産（営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十三条 第二十八条の算式において資産（営業権、個別貸倒引当金に相当する額、特別海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準を定める件（平成十二年三月 金融庁 告示第十五号）  
農林水産省

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社（農林中央金庫の子会社であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。以下第九条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）の合計額を控除して得られる額とする。ただし、資本勘定のうち当年度利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第十五条第一項において同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2／6 (略)</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社（農林中央金庫の子会社であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除して得られる額とする。ただし、資本勘定のうち当年度利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第十五条第二項において同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2／6 (略)</p>

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第九条 第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウエイトは、別表第一に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二二三 (略)

(基本的項目)

第十五条 第十二条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。))並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。以下第十九条において同じ。))に相当する額の合計額を控除して得られる額とする。ただし、資本勘定のうち当年度利益は外部流出予定額を控除した額とする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第九条 第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウエイトは、別表第一に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二二三 (略)

(基本的項目)

第十五条 第十二条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。))並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額を控除して得られる額とする。ただし、資本勘定のうち当年度利益は外部流出予定額を控除した額とする。

227 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十九条 第十二条の算式において資産（次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定めるものを除く。）の各項目及び各オ  
フ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウエイトは、別表  
第一に定めるところによるものとする。

一 第十二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入し  
ない場合 営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相  
当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定  
に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに前条第一項に定める控  
除項目の額

二2四 (略)

227 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十九条 第十二条の算式において資産（次の各号に掲げる場合につ  
いて、それぞれ当該各号に定めるものを除く。）の各項目及び各オ  
フ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウエイトは、別表  
第一に定めるところによるものとする。

一 第十二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入し  
ない場合 営業権、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権  
引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに前条第一項に  
定める控除項目の額

二2四 (略)



○信用金庫法第八十九条第二項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第六十二号）

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第二条 第一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第二章において同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。以下第八条、第十八条及び第二十一条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第二条 第一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第二章において同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p>

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第六条 第一条の算式において資産(営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十条 第八条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第四章において同じ。))並びに、次条第一項第二号及び第五号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。以下第十二条、第二十八条及び第三十二条において同じ。)に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第六条 第一条の算式において資産(営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十条 第八条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第四章において同じ。))並びに、次条第一項第二号及び第五号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十三条 第八条の算式において資産(営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十八条 第十五条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

255 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十二条 第十五条の算式において資産(次の各号に掲げる場合に

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十三条 第八条の算式において資産(営業権、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十八条 第十五条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

255 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十二条 第十五条の算式において資産(次の各号に掲げる場合に

ついて、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗するリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び債務保証見返勘定並びに第二十一条第一項に定める控除項目の額

二〇三 (略)

(基本的項目)

第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

二〇六 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十二条 第二十五条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バ

ついて、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗するリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び債務保証見返勘定並びに第二十一条第一項に定める控除項目の額

二〇三 (略)

(基本的項目)

第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

二〇六 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十二条 第二十五条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バ

フランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び債務保証見返勘定並びに前条第一項に定める控除項目の額

二 四 (略)

フランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び債務保証見返勘定並びに前条第一項に定める控除項目の額

二 四 (略)

○協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成九年七月大蔵省告示第九十二号）

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第二条 第一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定及び子会社の資本勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的 永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平 成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をい う。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四 十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評 価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章にお いて同じ。）並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除 く。）並びに連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営 業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により 計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。以下第 六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価によ り生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下 同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、組合員勘定又は会 員勘定及び子会社の資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配 当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第十条において 同じ。）を控除した額とする。</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第二条 第一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定及び子会社の資本勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的 永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平 成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をい う。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四 十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評 価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章にお いて同じ。）並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除 く。）並びに連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営 業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除し たものとす。ただし、組合員勘定又は会 員勘定及び子会社の資本 勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞 与の予定額の合計額をいう。第十条において同じ。）を控除した額と す。</p>

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第六条 第一条の算式において資産(営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十条 第八条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会員勘定(非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。))並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。以下第十三条において同じ。))に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、組合員勘定又は会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第六条 第一条の算式において資産(営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十条 第八条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会員勘定(非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。))並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、組合員勘定又は会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十三条 第八条の算式において資産（営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十三条 第八条の算式において資産（営業権、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。



○農業協同組合法第十一条の二の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件（平成九年七月 大蔵省 農林水産省 告示第二十九号）

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第一条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。以下第五条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第九条において同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額への換算方法等)</p> <p>第五条 第一条の算式において資産（営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第一条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第九条において同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額への換算方法等)</p> <p>第五条 第一条の算式において資産（営業権、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、期限付劣後債務の取入れについて、取</p>

務保証見返勘定、期限付劣後債務の取入れについて、取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に規定する控除項目の額に相当する額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第九条 第七条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。)及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。)及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(営業権及び連結調整勘定を除く。以下第十二条において同じ。)に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に規定する控除項目の額に相当する額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第九条 第七条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。)及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。)及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十二条 第七条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第十一条第一項に定める控除項目の額に相当する額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十二条 第七条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第十一条第一項に定める控除項目の額に相当する額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第一条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。以下第五条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額への換算方法等)</p> <p>第五条 第一条の算式において資産（営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第一条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額への換算方法等)</p> <p>第五条 第一条の算式において資産（営業権、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、期限付劣後債務の取入れについて取入</p>

務保証見返勘定、期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券（第一条第二項に規定するその他有価証券をいう。）について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

（基本的項目）

第九条 第七条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。以下「第十二条において同じ。」）に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券（第一条第二項に規定するその他有価証券をいう。）について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

（基本的項目）

第九条 第七条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。）及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十二条 第七条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券（第九条第二項に規定するその他有価証券をいう。）について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第十一条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十二条 第七条の算式において資産（営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券（第九条第二項に規定するその他有価証券をいう。）について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第十一条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成九年七月大蔵省 労働省告示第一号）

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第二条 第一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。）並びに次条第一項第二号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。以下第六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第十条において同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第二条 第一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第二十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。）並びに次条第一項第二号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第十条において同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p>

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第六条 第一条の算式において資産(営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十条 第八条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。))並びに、次条第一項第二号及び第五号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。以下第十三条において同じ。))に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第六条 第一条の算式において資産(営業権、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウエイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第十条 第八条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。))並びに、次条第一項第二号及び第五号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

2 (略)



(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十三条 第八条の算式において資産（営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十三条 第八条の算式において資産（営業権、個別貸倒引当金に相当する額、債務保証見返勘定、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。）の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘するリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。